

議案第 2 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、
別紙のとおり定める。

平成25年9月25日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 全県学区の部 沖縄高等特別支援学校の項中

中部農林高等学校分教室にあっては、国頭地区及び中頭地区（西原町を除く。）に限る。
南風原高等学校分教室にあっては、那覇地区及び島尻地区並びに西原町に限る。

を

中部農林高等学校分教室にあっては、国頭地区及び中頭地区（西原町を除く。）に限る。
陽明高等学校分教室にあっては、那覇地区及び島尻地区並びに宜野湾市及び西原町に限る。
南風原高等学校分教室にあっては、那覇地区及び島尻地区並びに西原町に限る。

に改め、同表中頭学区の部中

美咲特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市（宜野湾市立普天間中学校区域に限る。）、中城村	幼稚部にあっては、宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。）を加える。
----------	---	---

を

美咲特別支援学校	恩納村（恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市（沖縄市立山内中学校区域を除く。）、中城村	幼稚部にあっては、宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。）を加える。
美咲特別支援学校はなさき分校	沖縄市（沖縄市立山内中学校区域に限る。）、北谷町、北中城村、宜野湾市（宜野湾市立普天間及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域を除く。）に限る。）、中城村	

に改め、

同表那覇学区の部 大平特別支援学校の項中「真志喜中学校区域」の次に「（宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）」を加える。

別表第2中「を除く」を「に限る」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成25年第11回沖縄県教育委員会会議(以下「会議」という。)において沖縄県立沖縄高等特別支援学校の陽明高等学校分教室設置が決定された。
- (2) 平成25年第13回会議において沖縄県立美咲特別支援学校はなさき分校の名称及び設置を議決する予定。
- (3) 上記(1)(2)の分教室及び分校について、通学区域を定める必要がある他、関係校等の通学区域の変更及び適正化を図る必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立沖縄高等特別支援学校陽明高等学校分教室の設置に伴い、同教室の通学区域を指定する。

「那覇地区及び島尻地区、中頭地区の一部(西原町、宜野湾市に限る)」

- (2) 沖縄県立美咲特別支援学校はなさき分校の設置に伴い、同校の通学区域を指定する。

「沖縄市(沖縄市立山内中学校区域に限る。)、北谷町、北中城村、宜野湾市(宜野湾市立普天間及び真志喜中学校区域(宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域を除く。))に限る。)、中城村」
を通学区域とする。

- (3) その他、関係校等の通学区域の変更及び適正化を行う。

4 根拠法令

- (1) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第14条第2項

5 関係各課等との調整状況

- (1) 総務課及び関係校と調整済。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 通学区域ビジュアル版

沖繩県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖繩県教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案

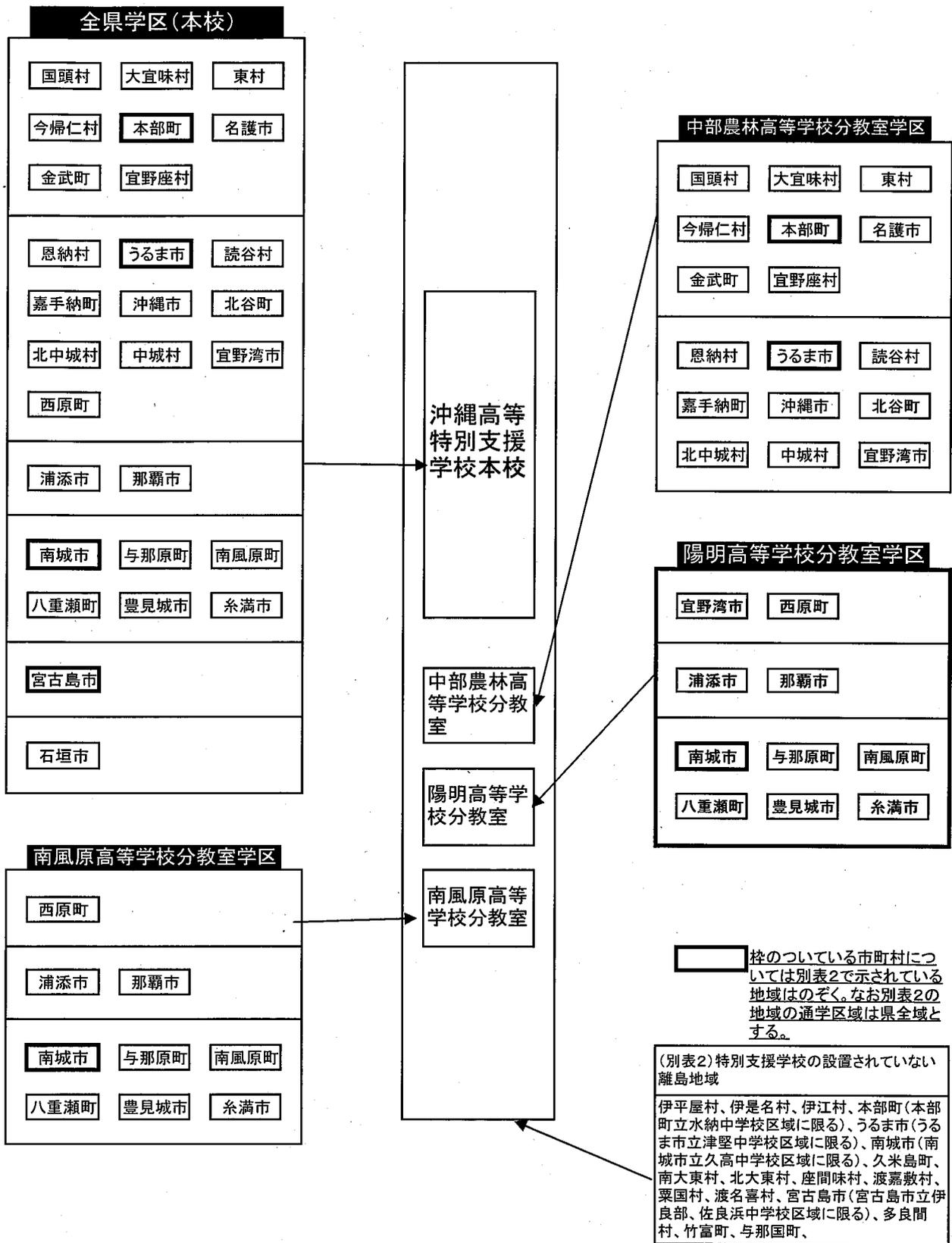
別表第1（第2条関係）		学区名	特別支援学校名	区域
全県学区	特別支援学校 沖繩盲学校			<p>国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、うるま市、恩納村、うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）、石垣市</p>
	沖繩高等特別支援学校			<p>中部農林高等学校分教室にあつては、国頭地区及び中頭地区（西原町を除く。）に限る。 陽明高等学校分教室にあつては、那</p>

現行

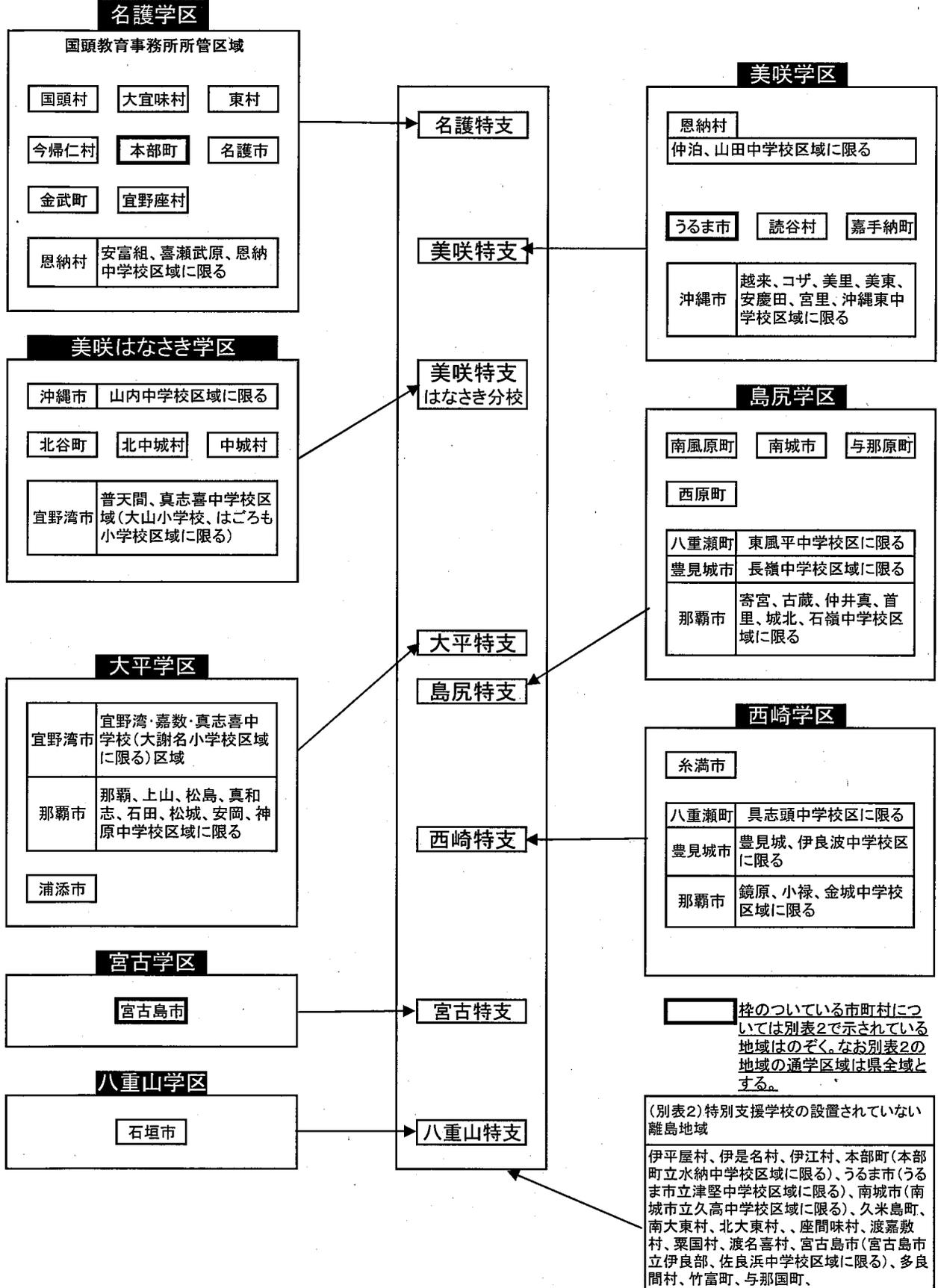
別表第1（第2条関係）		学区名	特別支援学校名	区域
全県学区	特別支援学校 沖繩盲学校			<p>国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、うるま市、恩納村、うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）、石垣市</p>
	沖繩高等特別支援学校			<p>中部農林高等学校分教室にあつては、国頭地区及び中頭地区（西原町を除く。）に限る。</p>

<p>村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市(宮古島立中学校区域及び佐良浜中学校区域を除く。)、石垣市</p>	<p>南風原高等学校分教室にあっては、那覇地区及び島尻地区並びに西原町に限る。</p>	<p>中頭学区</p>	<p>美咲特別支援学校</p>
<p>恩納村(恩納村立仲泊及び山田中学校区域に限る。)、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市(宜野湾市立普天間中学校区域に限る。)、中城村</p>	<p>幼稚部にあっては、宜野湾市(宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域に限る。))を加える。</p>	<p>中頭学区</p>	<p>美咲特別支援学校</p>
<p>沖繩市(沖繩市立山内中学校区域に限る。)、北谷町、北中城村、宜野湾市、宜野湾市立普天間及び真志喜中学校区域(宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域を除く。))、中城村</p>	<p>(新規)</p>	<p>中頭学区</p>	<p>美咲特別支援学校はななき分校</p>

沖縄高等特別支援学校の通学区域



県立特別支援学校(知的障害)の通学区域(小学部・中学部・高等部)



※別表2に規定されている地域については、保護者の住所がともに異動する場合、もしくは、高等部受検に際しては保証人等についての確約及び証明書等が必要となる。